

# 議会改革調査特別委員会記録

平成24年11月19日(月)

於：第1委員会室

# 議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年11月19日（月）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午後3時3分）	2
決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて	2
常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて	2
通年議会について	2
議決事件の拡大について	6
陳情、請願の取り扱いについて	8
中間報告（案）について	12
散会宣告（午後3時58分）	12

# 議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年11月19日（月曜日）

## 出席委員（9名）

委員長	大森由紀子	委員	大地正広
副委員長	高橋伸介	委員	福留利光
委員	前田富枝	委員	大橋智洋
委員	堤幸子	委員	堀井勝
委員	木村亮太		

## 枚方市議会委員会条例第21条による出席者

政策企画部長	北村昌彦	財務部長	高井法子
--------	------	------	------

## 本日の会議に付した事件

1. 決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて
2. 常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて
3. 通年議会について
4. 議決事件の拡大について
5. 陳情、請願の取り扱いについて
6. 中間報告（案）について

## 市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局係長	居内琢磨
事務局次長	五島祥文	事務局係長	尾田岳志
事務局課長	大西佳則	事務局係長	吉田章伸
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	井上淳子
事務局課長代理	田中朗	事務局主任	櫻井啓佑



○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午後3時3分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

○大森由紀子委員長 まず、決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて及び常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてを一括議題とします。

本2件で残っているのは、現行の予算・決算特別委員会の運営方法の改善点についてのうち、会派所属議員数が奇数である場合の発言時間についてという論点だけでございます。

この点については、現行の予算・決算特別委員の選出が会派所属議員2人につき1人の割合となっていることから、前回の委員会では、会派所属議員数が奇数である場合は、発言時間に一定の配慮が必要であるという御意見が大勢であったと思います。

この点については、前回の委員会で、会派にお持ち帰りの上、改めて御意見を述べたいという委員がいらっしゃいましたので、まずお伺いします。

○大橋智洋委員 会派所属議員数が奇数である場合の発言時間ということで、前回、皆さん方におかれては、おおむね一定の配慮があってもいいのではないかという御意見でした。そのあたりも持ち帰らせていただきまして、議論させてもらったのですが、結論から言うと、その方向でいいのではないかということです。

ただ、この期に及んでなのですけれども、やっぱりこういう方法を取るその先には、1人の議員に対してということがあって、会派ということだけではなく、そういったこともこれからまた議論させてもらいたいということを付け加えさせていただいた上で、賛成ということです。

○大森由紀子委員長 それでは、前回を含めまして、委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、現行の予算・決算特別委員の選出が会派所属議員2人につき1人の割合となっていることから、会派所属議員数が奇数である場合は、発言時間に一定の配慮が必要であるとの御意見で一致しております。

この点については、来年3月の予算特別委員会からそうした運営に改められるよう、12月議会で提出予定の中間報告書にその旨を盛り込みたいと考えています。

中間報告書の文案については、本日お手元に配付しました中間報告(案)に後日追加して記載させていただきますので、その際は御確認をよろしくお願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、通年議会についてを議題とします。

本件については、通年議会の導入を前向きに考えながら、個別の論点の協議を継続し、その後、本委員会として、最終的な判断を行うこととなっております。個別の論点で残っているのは、通年議会を導入した場合における専決処分の在り方について、特に市税条例の改正

についてが焦点となっていたように思います。

この点については、前回の委員会で地方自治法第179条の規定による専決処分を一切認めるべきではなく、必ず本会議を開いて議決すべきとの御意見が聞かれました。一方で、議案の内容を調査する時間がない中、性急に本会議を開くと、実質的な審議ができなくなるのではないかと懸念する声もございました。

この点に関連して、参考までに申し上げますと、地方自治法第179条の規定による専決処分を行った場合には、直後の議会で承認議決を行う必要がございます。そして、本年9月の地方自治法の改正では、条例や予算の専決処分が不承認となった場合には、市長が必要な措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないことが新たに規定されました。この規定については、既に施行されておりますので、仮に市税条例の改正について、地方自治法第179条の規定による専決処分を認めたとしても、その内容に問題があれば、議会として是正を求めることが可能であります。

以上の点についても御考慮いただき、ただいまから、通年議会を導入した場合における専決処分の在り方について、委員間で御協議いただきたいと考えております。いかがでしょうか。

それでは、挙手がございますので、先ほど申し上げました、この9月の地方自治法改正の内容、また、専決処分が不承認となった場合に、議会が是正を求めることが可能になったという点について、冲事務局課長から、少し補足説明していただきたいと思います。

○**冲 卓磨市議会事務局課長** これまでは、地方自治法第179条による専決処分に対して、議会が不承認の議決を行ったとしても、何らかの形で措置しなければならない規定はございませんでしたが、本年9月の地方自治法改正によりまして、「長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されました。

改正したばかりで事例はございませんが、見解としましては、補正予算案や条例改正案の提出、予算の未執行部分の執行停止を行うことなどがございます。

○**大森由紀子委員長** 不承認となった場合に、議会が是正を求めるというのは、どのような形になるのか説明していただいていいですか。

○**冲 卓磨市議会事務局課長** 先ほども申し上げましたとおり、事例はございませんが、不承認の議決が行われた場合には、例えば、条例でしたら、執行停止を行うということが見解としてございます。

今回の改正によりまして、市長は速やかに必要と認める措置を講ずるとともに、それを議会に報告しなければならないということが、地方自治法上、規定されたということでございます。

○**堀井 勝委員** 今の説明では、市長が是正するということですが、具体的にどういうことなのでしょう。わからないことはないのですけれども、議会が不承認とした場合に、市長が具体的にどういう策を講じるのかというところがぼんやりとしていて。時間はあるので、もうちょっと調べてもらって、また具体的に返答いただければ結構かと思います。

この前、大阪府市議会議長会の研修会がありましたね。あのときに、講師の先生がこのことを端的に述べておられました。我々は、せっかく研修に行ったのですから、その成果を生

かしていかなければ、何のために研修をしているのかわかりません。きつい言い方ですが、やっぱり原則は原則として曲げるべきではないと私は思うんです。

○大橋智洋委員 今、堀井委員がおっしゃったようなことは、本来的な趣旨として、ずっと前から議論があったところだと思うのですが、実際の問題として、議案のチェックもすることができかどうか分からない状況の中で、この1日についてはいたし方ないところもあるのではないかなと思います。結論としてはそういうことなのですが、会派の中では、当然この日についても、基本的にはやるという努力をしていかなければならないという意見もありました。

ただ、中間報告として何らかのことを書かないといけないということになれば、この1日についてはそういった運用でも仕方ないのかなということなんです。

○前田富枝委員 私の会派でも、年度末の件に関しては、いたし方ないかなということでした。ほかの委員さんたちがどうおっしゃるのかにもよりますけれども、取りあえず、うちの会派ではそういうことになりました。

通年議会を導入するとすればいつからなのかという件に関しては、議会基本条例ができてからでいいのではないかという話になりました。

○大地正広委員 私どもの会派の方でも、できないということありきではなくて、できるだけ努力するということが一番大事であるという考え方でどうかという意見でまとまりました。

通年議会はもちろん導入の方向でいいのですけれども、導入するとすればいつからがいいのかということについては、やっぱり議会基本条例ができてから導入してはどうかということで意見がまとまりました。

○堤 幸子委員 前回、四日市市議会の緊急議会開催の流れについて質問させてもらって、資料を出していただいたのですが、この四日市の例を見ますと、3月30日の3時35分ごろに国会で法案が可決されて、その後、5時から本会議が開催されたということで、1時間半ぐらいの間に行われているわけです。そういうことと言えば、この1時間半で議案の調査や討論、討議などが本当にきちっとできるのかというのが疑問です。通年議会を導入したら、専決なしでやっていくのが本来の在り方だと思うのですが、導入することによって、こちらの議案に対する調査などの時間が短くてきちっとできなくなるということで、その部分を解消できるのであれば、179条専決を行い、直後の議会で議論するというのは可能かなというふうに思います。やっぱり討論など議論をきちっとして、賛成、反対という結論を出すのが一番大事というところで、そうした意見が出ております。

だから、今、この179条の専決処分が議会で不承認となった場合には、地方自治法の改正により、是正を求めることが可能であるという部分で、先ほど堀井委員が言われたように、市長がどういう措置を講じることができるのかということが具体的にわかれば、また変わってくると思いますが、基本的には、議案についてきちっと調査できる時間があるということが大切だと思っています。そういう点では179条の専決処分もやむを得ないという結論にはなっております。

○木村亮太委員 専決処分の件に関しましては、前回から特に考え方は変わっておりません。原則としては全員が集まって議決していくべきなのですが、この部分については特例ということで、その後しっかりと報告する場などを設けるといった形でいいと考えております。

おっしゃるとおり、それこそ法案が可決して2時間で、本会議散会までいっているわけです。そうなってくると、今まででしたら、議会が開会する前に議案書をお配りいただいて、目を通していたということで、そこら辺もどうなのかなというのがあります。

それこそ、しっかり考えて審議しなければ、何でもかんでも議会を開いてというわけにもいかないと思っています。

いずれにしても、前回から特に考え方は変わっておりません。

**○高橋伸介委員** 私どもの会派では、通年議会について、直ちに導入しても基本的には差し支えない、方法としては179条専決を認めるということで話し合ってきました。この間、委員会でいろいろと議論があったことを伝えて、毎回練っているのですけれども、多分、阿久根市の件があって、9月に地方自治法が改正され、専決処分が不承認となった場合には、市長が必要な措置を講じ、その旨を議会に報告しなければならないというように、セーフティネットといいますか、非常に議会側に配慮した法律改正も行われたということで、全く問題ないだろうと判断しています。

ただ、四日市市議会の件、それと堀井委員がおっしゃった原則を曲げるべきではないということについても話し合いました。

四日市市議会の資料をいただいている、実際には視察に行っていないわけですが、今、木村委員からもありましたように、このタイムスケジュールを見ていると、かえって形骸化しているのではないかなという思いを持ちました。ですので、改正された地方自治法第179条の専決を認めて、後ほどゆっくりと審議するという点も、かえってその方がいいのではないかなというように補強された形になりました。

それと、堀井委員のおっしゃる原理原則はまさにそのとおりで、我々も基本的には、通年議会といえば通年で議会を開くということなのですが、この間、できる限り原理原則に近づけるという努力を委員会としてやってきて、地方自治法第180条はやめようと決めて、地方自治法第179条もできるだけ少なくしようという中で、ここまでなら恥ずかしくないのではないかなということで意見が一致しております。

そして、通年議会を導入する方向で議会基本条例に盛り込み、議会側と理事者側でもうちょっと課題整理をしていくという御意見が大勢ならば、それでも差し支えないということでまとまっております。

**○大橋智洋委員** 僕らもこれまで、臨時会を市長にもっとお願いするとか、委員会をもっと活発に開くとか、そういうことをステップとして行い、そうした流れの中で通年議会についても前向きに導入してはどうかということを書いてきました。ですので、今、高橋委員からもありましたように、議会基本条例の中に通年議会を前向きに盛り込んでいく中で、また細かい条件というのを議論していきたいと思っています。

**○大森由紀子委員長** 各会派の御意見をお伺いしましたが、通年議会を導入した場合においては、地方自治法第179条の規定による専決処分をできる限り認めるべきではないという点では、委員の皆さんの御意見が一致していると思います。

しかし、市税条例の改正などでは、根拠法である地方税法の一部改正法が年度末に公布され、4月1日から施行されることもあったと聞いています。ケース・バイ・ケースだとは思いますが、先ほどからるるございましたように、ただ議決するためだけに本会議を開くとい

った事態は避けるべきだと考えております。

そこで、こうした案件が予想される場合には、議会側と理事者側が連携を密にして、その取り扱いについて協議し、最も適切と思われる方法を選択するなど、柔軟に対応すべきではないかと考えております。例えば、専決処分を行おうとする事案の概要について、あらかじめ議会に説明するとともに、専決処分後もできるだけ早期に緊急議会を開いて報告を行うなど、理事者側に一定の対応を求めることも一つの方策ではないかと思いますが、委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森由紀子委員長 特に、御異論もないようですので、本件については、ただいま申し上げたとおりに総括させていただき、次に進みます。

○大森由紀子委員長 以上で、通年議会に関する主要な論点について、一定の結論が得られたように思います。

つきましては、本委員会として、通年議会の導入についての最終的な判断を行いたいと思います。実施時期も含めまして、委員の皆さんの御意見をお伺いします。いかがでしょうか。

○木村亮太委員 実施時期に関しては、大半の方は条例を作ってからということになっていると思うのですが、我々の会派としては条例を作る前でも実施していいのではないかと考えております。ただ、何が何でも条例を作るより前にとということではないんです。

通年議会にするということ自体が目的ではなく、今みたいに常任委員会の活動などを充実させていくという形でしていければと思います。我々の会派としては、できる限り早くというのはありますが、条例を作ってからでも構いません。

○大森由紀子委員長 他の会派の御意見はいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森由紀子委員長 特にはないようですので、委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、通年議会を導入すべきとする御意見が大勢であります。

ただ、実施時期については、専決処分ができなくなることなどを踏まえ、一定の課題整理が必要であることから、来年度に案文策定が予定されている議会基本条例に通年議会に関する規定を盛り込むこととして、その施行時期と合わせて、通年議会を導入することとしてはどうかの御意見が大勢でございます。

通年議会を導入するまでの間においては、議会側、理事者側がともに課題整理に努め、議会基本条例が施行されるのに合わせて、円滑に通年議会が導入できるよう、よろしく願いいたします。

それでは、通年議会について、これまで集約できた御意見を中間報告書に盛り込みたいと思いますので、後日、御確認をお願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議決事件の拡大についてを議題とします。

本件については、前回の委員会で、理事者から、総合計画の基本計画を初め、何らかの法的根拠に基づく本市計画の一覧資料を御提出いただきました。そのうち、議決事件として新たに規定すべきものは何かという各論の議論に入る前に、そもそも行政機関が策定する計画を議決事件として追加すべきかどうかという総論について、委員間で御協議いただきたいと考えています。いかがでしょうか。

○木村亮太委員 我々の会派としては、総論として、議決事件を拡大していくべきではないかということで意見がまとまっております。ただ、どの計画をといるところに関してまでは決まっていない状況です。

○大地正広委員 私どもの会派の方でも、総論として、議決事件を拡大すべきという方向で意見がまとまっています。イメージとしては、何でもかんでもということではなく、大きな計画などという意見が出ています。ただ、その中でどれをといる意見はまだ出ていません。

○高橋伸介委員 私どもも一定まとまっている部分はあるのですが、きょう、せっかく理事者が来ておられますので、お聞きしたいと思います。

いろいろな計画を作られていて、前回いただいた資料には、総合計画や福祉関係の計画などがあるわけですが、議決事件を拡大とした場合、行政として、どういう計画であれば、議会とうまく進めていけるのですか。その辺を率直に聞かせていただけますか。

○北村昌彦政策企画部長 計画によっては、策定までに要する期間として数年かかるものもございまして、2年ぐらいでできるというものもございまして、なかなか一概には言いにくい面もございまして。総合計画のように、審議の過程において、既に議員の皆様にご参画いただいているものもございまして、そういうことも含めて、今の時点では、行政としてその方向性を示すというのは難しいと思います。

○高橋伸介委員 なかなかイメージできないと思うんです。

一部の審議会などでは議員も形成過程に参画しているという例はあるのですが、今まで議決機関としてやってきたというところで、執行権を持っておられる行政が計画されるものについて、議会がその段階から入るとするのは基本的に控えるべきというのが、私どもの会派の共通した結論です。

議会基本条例の中に、議決事件の拡大ということを盛り込まれているところもあるわけですが、これはコンパクトシティのような議会のイメージなのかなと僕は思っています。今、4つの常任委員会でも、結構ピッチを上げていろいろなことをやっていますけれども、やはり、規模が大きくなればなるほど限られるというか、なかなか難しいのかなと考えています。

ただ、議会基本条例の中に、この議決事件の拡大というのはなくてはならないものなのかと。議会基本条例が先にあるという形でちょっとおかしい言い方なのですが、そうすると、今まで特別に議決してきた都市宣言と海外友好都市提携の2つ、正直なところ、あんまり議会の審議権で行政に深くかかわるとい部分ではないのですが、それらを条例化していくというのが基本かなと思います。そして、あとどれだけ入れ込もうかとなったときに、福祉関係を審議したいと思われる方もおられると思うのですが、計画段階からということは、私どもの会派では結論として出ておりませんで、基本的には、一緒にやるべきではないということです。

皆さんの御意見を聞かせていただいて、また考えていきたいと思っております。今のところ、うちの会派ではそういう結論です。

○前田富枝委員 私の会派でも、議決事件を拡大していかないといけないというのはあるんです。ただ、この間、堤委員の方から4計画ほど提案していただいたのですが、それらをすべてというのはどうかと思っています。

高橋委員と同様に、ほかの委員の皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思います。

○大橋智洋委員 今までの議論とほとんど同じかもしれませんが、私の会派では、議決事件を拡大しますと言われて、いやいや結構ですとまでは思っていません。ああ、そうですねというぐらいです。かといって、実際どこまでするのかということについては、この間、議論の中で提案会派としてのお話もありましたけれども、幾つか案みたいなのがないと話がしにくいということ、逆に言えば、僕らとしては受け身なところがあって、現状で特に問題はないと思っています。

会派の中でも話をしたのですが、これを加えないといけない、いやこれもというところまでなかなか行かなくて、少し止まっているような状況です。

○堀井 勝委員 総論としては、皆さんがおっしゃるように拡大していくべきだということなのですが、それはこれからの過程で、皆さんの意見が一致するものでやっていけばいいのではないかというのが、うちの意見です。

○大森由紀子委員長 堤委員の方には前回お話いただきましたが、補足等があればお願いします。

○堤 幸子委員 議決事件の拡大ということで、具体的に4つ挙げたのですが、前に視察に行ったところでは、10計画から5計画に絞ったというお話も聞いていますので、その辺は、議決事件を拡大するという方向に進めば話し合っていけばいいことだと思います。

ただ、市民全体にかかわる計画については、やっぱり議会できちっと審議していくべきであり、議決事件の拡大ということで規定すべきだと考えています。規定する内容については、今言ったように、皆さんの御意見も参考にしながらということになっています。

○大森由紀子委員長 各会派の御意見をお伺いしまして、議決事件の拡大については、大方、何らかの拡大をすべきという御意見でしたが、これに慎重な御意見もございまして、本委員会として、一致した結論を見出すのは非常に難しい状況だと思います。

そこで、まずは、来年度に予定されている議会基本条例の案文策定作業の中で、都市宣言や海外友好都市提携など、これまで実際に議決をしてきたものを明文化することをスタート地点として、それ以外の議決事件については、あわせてその際に検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 特に御異論もないようですので、本件については、ただいま申し上げたとおり取り扱うこととさせていただきます、その旨を中間報告書に盛り込みたいと考えております。よろしく申し上げます。

○大森由紀子委員長 なお、理事者の皆さんにおかれましては、ここで退出していただいて結構です。ありがとうございました。

〔北村昌彦政策企画部長、高井法子財務部長退席〕

○大森由紀子委員長 次に、陳情、請願の取り扱いについてを議題とします。

本件については、まず、請願者本人が趣旨説明を行う機会を設けるべきかどうかという論点があります。次に、請願者本人が趣旨説明を行うのはどこか、具体的には本会議なのか、請願が付託された委員会なのかという論点があります。さらに、請願者本人に対し質疑を行うかどうかという論点もございます。

これら3つの論点については、一括して委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか

か。

- 大橋智洋委員 私どもの会派としては、そもそも請願者の方に趣旨説明を行っていただく場というのがなぜ必要なのかと思います。本当に要るのかということから、提案会派も含めて皆さん方の御意見をもう少し聞かせていただかないと、なかなか判断しにくいと思っています。今の時点では、フラットな状態といえますか、少し慎重な立場であるということです。
- 木村亮太委員 我々の会派といたしましては、請願者本人が趣旨説明を行う機会に関しては、設けていけばいいのではないかと考えております。想定としては常任委員会で、請願者本人に対して質疑があってもいいとは考えているのですけれども、絶対に請願者本人ということではなくて、紹介議員でもどちらでもといいますか、請願者御本人が発言されたいというのであればOKというような形でどうかと考えております。
- 前田富枝委員 私の会派も、今、木村委員が今おっしゃったように、また、この間、高橋委員もおっしゃっていたように、請願者本人が出てきたいとおっしゃるのであれば、お聞きさせていただくのも一つかなと思います。請願者本人が嫌だということであれば、紹介議員の方から趣旨を説明していただくと。場所については、常任委員会の場でいいのではないかとということでまとまりました。
- 大森由紀子委員長 請願者本人への質疑についてはいかがでしょうか。
- 前田富枝委員 質疑については、していただいても結構ではないかと思えます。
- 大地正広委員 私どもの会派の方でも、趣旨説明を行うというのは、本人の希望があればOKとしていただく、そういう機会を設けるということです。趣旨説明を行う場所としては常任委員会の場で、質疑もその際にはあるというスタンスでやるのがいいのではないかとということでまとまりました。
- 高橋伸介委員 前回も申しておりましたが、私どもとしては、請願者本人が趣旨説明を行う機会を設けるのはOKです。場は委員会です。質疑を行うかどうかについては、行うということです。
- それと、時間制限についても、請願者の方がお話される時間を何分にするのかは別にして、ある程度、決めておいた方が、今後、混乱を防げるのではないかと考えています。
- そして、請願者御本人が、私は議員の質問に答えられないのでそれは紹介議員にお願いしたいとか、その辺の打ち合わせはやっぱり委員長の裁量で、請願者本人とある程度煮詰めるというようにやってみてはどうかということです。
- 大森由紀子委員長 場所は委員会でよかったですでしょうか。
- 高橋伸介委員 はい、委員会です。
- 堀井 勝委員 皆さんがおっしゃっているようなことで、うちの会派も結構です。
- 今、高橋委員が新たに時間制限のことを言われまして、この点はまだうちの会派では検討していませんが、これも必要かなと思います。
- 堤 幸子委員 今、皆さんの話を聞かせていただきましたが、請願者本人の意思に添うということで、希望すれば趣旨説明を行えるということ、また、委員会での質疑ということは同じです。
- ただ、時間制限のことは考えていなかったもので、持ち帰ってまた会派で話したいと思えます。

○大森由紀子委員長 委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、大方の御意見としては、希望者には、趣旨説明を行う機会を設けてもいいのではないかとということです。

また、場所は常任委員会ということで、希望によっては質疑もあるということです。その中で時間制限を設けるという御意見もございまして、持ち帰って検討したいという会派もありますので、きょうは結論を見送らせていただき、次回、結論をまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、陳情を請願と同様に取り扱うかどうかについて、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○前田富枝委員 うちの会派では、やっぱり陳情と請願を同様に扱うのはどうかという意見でまとまりました。この間申し上げてきたとおり、何でもかんでもというのはちょっと納得できないということで、やっぱり請願と陳情は分けるべきではないかということでした。

○木村亮太委員 私どもの会派といたしましても、陳情と請願は別の形でという結論に至っております。

陳情と請願は、やはり紹介議員がいるかないかというところで違うのかなと感じておりますし、先日、先進都市研修に行った市議会では、陳情の中でもこういう陳情は扱う、扱わないというのがあって、そうであれば、また内規を作ってということになってくると思います。

ですので、現状であれば、陳情の中でも請願にすべきと思うものがあつた場合、紹介議員の制度を使っていればいいというところで、陳情と請願は同等に扱わなくていいのではないかと考えております。

○大橋智洋委員 木村委員と同じなのですが、取り扱いが分かれていることこそが、本来の趣旨なのかなというところで、現状で特に問題はないと思っております。

○大地正広委員 私どもの会派も、現状どおり別に扱うということで意見がまとまっております。

○堀井 勝委員 同様でございます。

○高橋伸介委員 同じです。

○堤 幸子委員 この前、視察に行かせていただいたところの話では、内規はありましたが、陳情もきちっと議会運営委員会で諮って、必要だと思うものについては委員会に付託してという形を取られていました。私はすごくいいなと、これならできると帰ってきたんです。

陳情が出されて、例えば、市外の人陳情は受けないなどの内規があつて、議会運営委員会の場できちっと諮った上で、委員会に付託しているということでは、前田委員がおっしゃったように、何もかもということにはならないと思います。

それと、陳情と請願を同様に扱うという、その同様にという意味は、紹介議員がいるかないかというところだけの差ということなんです。

木村委員がおっしゃっていることというのは、陳情であっても審査してほしいと思つたら、紹介議員がいる請願にしたらいいいということなのか。また、請願にするかどうかということ、持ってこられた方に話をすることなのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○大森由紀子委員長 木村委員のおっしゃった趣旨としては、陳情であっても、請願として取り扱っていただきたいのであれば、そういう形に整えたらいいのではないかとということだと思います。賛同する議員がいればということですが。

○堤 幸子委員 ということは、市政に対する自分の意見を委員会で話し合っほしいと市民の人が思ったら、枚方市では紹介議員が必要な請願として出さないとだめだということを市民に知らせておくということなんですね。今、そういう状態になっているということなんですね。

○大森由紀子委員長 請願でないだめだということではなくて、請願という方法であれば委員会でできますよと、そういう方法がありますよということだと思います。よろしいでしょうか。

○堤 幸子委員 はい。

○高橋伸介委員 堤委員にお尋ねしたいのですが、先ほどのお話では、研修に行って、陳情も審査されているということに感動されたということですね。

○堤 幸子委員 そうです。

○高橋伸介委員 現職の議員が、その陳情の実態を話していましたよね。それは議会運営として正常だと思っておられるのですか。

○堤 幸子委員 今、枚方市では請願だけですが、インターネットで見ていると、例えば、大阪市なども、陳情も請願とほとんど同じような取り扱いになっているんです。また、別のところでは、請願と同じように陳情が出されて、それを議会運営委員会で諮って、この陳情は市にとって必要ということになれば、委員会に付託するという形でされているんです。

つまり、陳情と請願はただ紹介議員がいるかないかの差で、取り扱いはほとんど同じになっています。そして、例えば、視察に行ったところでは、その全部を受けるのではなくて、議会運営委員会で諮った上で委員会に付託しているということですが、陳情の数が多いということが正常でないというのはどういうことでしょうか。陳情の中身ということでは、すごくたくさん出されていて、メモで書かれているようなものもあると言っていたと思います。

○高橋伸介委員 そもそも請願、陳情というのは住民自治の中で、こういう現状があつてこういうことをしてほしいという、いわゆる住民意思を聞くツールです。ところが、陳情も紹介議員なしに審議するという条例があつて、それが不幸なことに政治利用されてしまいました。だから、私の会派では、やっぱり具合が悪いと。議員のチェックが要るということで、現状で問題ないという判断をしているんです。

ですので、先ほどから堤委員がおっしゃっている内容、どういうことで陳情を請願と同様に取り扱おうと主張されているのか、その論点がよくわからないのです。

○大森由紀子委員長 今、枚方市では、陳情が出された場合、それを全議員に配付するだけではなくて、何らかの形で議会で取り上げてもらいたいということであれば、再度、紹介議員を付けて請願という形で出されるのか、例えば、共鳴した議員が一般質問でされるのか、または意見書という形で会派として出されるのかというような選択肢があると思います。

先ほど堤委員がおっしゃった、陳情として出そうとしたのに、請願にしてほしかったら紹介議員を付けて再度出直してほしいという意味ではありません。多分、木村委員がおっしゃ

ったのは、そういうことではないかと思えます。

○堤 幸子委員 それをやってもらえば、請願で出すということですね。

○大森由紀子委員長 そういう趣旨であったと思えます。

○大森由紀子委員長 それでは、委員の皆さんの御意見を取りまとめさせていただきますと、広く陳情を受け付けた上で全議員に等しく情報提供する現在の形であれば、議員の意思により陳情を自由に取り扱えることから、特に不都合はないとの御意見が大勢でございます。

つきましては、その旨を中間報告書に盛り込みたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○大森由紀子委員長 最後に、中間報告（案）についてを議題とします。

これは、本日、会派にお持ち帰りの上、御協議いただき、その結果を正副委員長にお聞かせいただき、案文を調整したいと考えています。

なお、本日、取りまとめができた案件については、後日、中間報告書の案に追加して記載させていただき、改めて調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了いたしました。

よって、議会改革調査特別委員会はこちらをもって散会します。

（午後3時58分 散会）

委員長 大森由紀子

議長 三島孝之